

## 平成 29 年 3 月 9 日参議院文教科学委員会議事録

**○松沢成文君** 無所属クラブの松沢成文でございます。大臣、副大臣、御苦労さまでございます。

私も恒例の五輪のゴルフ会場の問題を質問しようと思いましたが、先ほど石井理事からすばらしい要望がありました。私も全く賛同でございまして、是非とも大臣におかれましては、今後組織委員会の森会長やオリパラ担当大臣ともこうした議論を進めていただいて、適切に御判断いただきますようお願いをいたします。

今日は、大臣の所信を受けてということでもありますので、先ほど河野委員からも質問がありました。まず教育の無償化について大臣の見解を伺いたいと思います。

この教育の無償化の問題は、単に行政の政策としての無償化にとどまらず、今、政治の場では憲法改正してでもやるべきだというような、ある意味で政治問題化しているところもあるわけですね。そこで、今日は大臣に、文科省の代表の大臣というよりも、ある意味で政治家松野として、松野先生として、是非ともこの教育の無償化に対する政治家としての考え方を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

今、国会の方でも各政党での教育の無償化の議論が盛んですが、まず最初の質問は、大臣はこの問題に対してどのように考えているかということでもあります。

そして、二番目に通告した問題加えますけれども、今教育の無償化という場合、各国会での議論の中では、例えば高校の、公立高校の無償化とか、こういう部分的なものじゃなくて、もう幼児教育から初等中等教育、高等教育まで含めて全てを無償化にするんだと、つまり、日本で教育を受ける以上、日本人がと言った方がいいかもしれませんが、もう教育のお金が掛からないという形に完全に無償化するんだという意見が国会の方では大きいわけですが、大臣は、このことも併せて、教育の無償化についてどのような御見解をお持ちでしょうか。

**○国務大臣（松野博一君）** 大臣の立場を離れて個人としてというお話もいただきましたが、なかなか今私が委員会において個人としてという発言をすることも難しいわけでございますが。

まず、誰もが家庭の経済状況に左右されることなく希望する質の高い教育を受けられる、これはもう大変重要であるというのは当然のことであると思います。

そして、家庭の教育費負担を軽減をしていくということは、教育政策のみならず、少子化対策等の社会政策としても私は極めて効果が高いものだと考えております。

その中において、先ほど憲法においての位置付けに対してもどう考えるかということもいただきました。今、行政の立場にある人間としては、これもう答えは、憲法の遵守義務も背負いながら行政をやっている立場として、現状の中において財源をしっかりと確保して、教育費負担の軽減を図っていくということしか答え

ようがないわけでありませけれども、しかしながら、この憲法の問題に関しては、国会の場において、委員会においてそれぞれ御議論をいただくことが肝要かと存じますし、無償化における問題に関しては、もちろんこれは前提として財源の問題がございます。

この財源の問題も、今、各党各会派で活発に御議論をいただいていると承知をしておりますが、先ほども答弁させていただきましたけれども、この財源を考えるに当たっては、国民の皆様はどういった形で御負担をお願いするかということにつながってくる議論でありますから、無償化に対する政策的な意義でありますとか、無償化と負担の問題をそれぞれ国民の皆さんにお考えをいただく中でまた御理解を進めていただく、御判断をいただくということが必要だと思っておりますので、そのためには情報をしっかりと国会から発信をしていくということは重要であろうというふうに思います。

そして、文部科学大臣の立場として、幼児教育から、幼児期から高等教育までの切れ目のない形での教育費の負担軽減に今文科省は取り組んでいるところであり、二十九年度予算におきましては、幼児教育無償化に向けた取組の段階的推進、高校生等奨学金、給付金の充実、大学等における授業料減免、給付型奨学金の創設を含めた大学等奨学金事業の充実に対して、今回二十九年度予算案の中に計上させていただいているわけであり、教育費の負担軽減という観点からしっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

**○松沢成文君** 大臣、先ほど憲法の問題というのは憲法の遵守義務があるから答えにくいとおっしゃっていましたが、私は是非とも政治家としての考え方をお聞きしたいんですけれども、無償化を完全な形でやっていくとしたら、やはり国の基本法である憲法にきちっとそれを位置付けていかなければいけない、そして、そうしないと、政権が替わったりして、また普通の法律のままだと、政策論のままだと変えられてしまう可能性もあると、だから憲法の位置付けは大事なんだという意見と、いや、教育の無償化というのは最大の問題は財源なんだと、だからきちっと法律で規定して財源をしっかりと担保できればそれで進んでいくんだから、憲法を変える、あるいは憲法に新たな条文を加える必要はないと、この二つの大きな考え方があるわけですね。

大臣、政治家として、これどういう形でやるのが望ましいか、ここはお答えいただけないでしょうか。

**○国務大臣（松野博一君）** どういう形がというのが、方法に関して今すぐ私が答えを持っているわけではございません。松沢委員からお話があったとおり、これはもう憲法に書き込むことによる政策の安定性の問題から入るべきか、また財源の問題からと、両方のアプローチがあるんであるというふうに思います。

一方で、憲法に関する問題というのは、これはもう慎重な議論が必要であることは、これは委員全員が共有している思いだと思います。そういったことにおいて、今後この問題に関しては、各党各会派においてしっかりと御議論をお進めを

いただくということであろうかと思えますし、文部科学省としては、先ほど申し上げました方向、家計の教育費負担軽減の方向に向けて、まずは財源を確保をしつつ着実に進めていくということに取り組みたいと考えております。

**○松沢成文君** 財源を確実に確保しつつとおっしゃっていましたが、それではこの無償化、完全な無償化を推進するとして財源はどれぐらい掛かるのかということ、これはちょっと文科省の立場にまた戻っちゃいますが、文科省としてこれまでしっかりと検討したことがあるのか。そして、恐らく完全な無償化を幼児教育から高等教育までやるとしたら、完全に兆単位ですよ。それも、私は、五兆、六兆近く掛かっちゃうんじゃないかと思えます。そうなると、単に行革でちょっと財源をとというわけにいかないわけです。大きな財源をどおんと用意できないと、これ実現できないわけですね。

そうすると、一つは教育国債みたいなものを国民から集めると。でも、これは負担の先送りだという批判もありますよね。また、教育国債の中に、例えば相続税の掛からない無利子非課税国債みたいなアイデアでお金を教育に集めやすくするなんていう議論もあるでしょうし、あるいは増税、増税だって半端な量じゃないですよ、ひょっとしたら消費税増税分、一〇%を一二%にしなきゃいけない、あるいは今まで社会保障に目的税化して使うという約束を、教育にも使うから一二%まで上げさせてくれぐらいのことを言わないとできないわけです。

あるいは、大胆な歳出削減ですよ、行革ですよ。やっぱりこれ、どういう形でやるかということをしつかり国民に説明できなければ説得力ないわけですが、この辺り、大臣はどうお考えでしょうか。

**○国務大臣（松野博一君）** まず、教育無償化に必要な財源の試算でございますけれども、無償化の対象範囲によりますので一概には言えませんけれども、例えば三歳から五歳児の幼稚園、保育所、認定こども園の保育料として約七千億円、公立・私立高等学校、これは全日制でございますが、について高等学校等就学支援金の対象となっていない所得制限を超える層の支給等として約三千億円、国公立大学の学生納付金としては約三兆一千億円でありまして、これらを合わせると四兆一千億円が追加的に必要になるということ、これを試算をしているところであります。

その財源確保でございますけれども、平成二十七年の七月に取りまとめられました教育再生実行会議の第八次提言において、教育財源確保のための方策として、既存の施策の見直しや優先順位付けによる予算の質の向上、重点化、民間資金の効果的な活用に取り組んだ上で、それでも十分な財源を確保できない場合には税制の見直しを検討するといったことが掲げられておりますが、これも、先ほどお話をさせていただきましたが、国民に財源、税制を通じて財源負担をお願いすることになりますと、国民の皆さんの中に教育に対する未来への投資としての認識と負担、そのバランスの御理解を進めていただかなければいけません。そのためには、繰り返しになりますけれども、情報をしっかりと国民の皆さま

んに提示をさせていただくということが肝要かと思えます。

その意味において、教育財源に対する今様々な教育国債の問題、また税制改革の問題、また大胆な行財政改革によるもの等々、各派が御意見を出していただいておりますけれども、更なるその御議論をお進めをいただきながら、国民の皆様にご理解をさせていただき、そしてその延長線上に教育財源に対しての判断をいただくということではないかと考えております。

**○松沢成文君** 時間がないので次に行きますが、新学習指導要領、この改訂案についてですね。

私はこの委員会でももう何度となく歴史教育が重要だということを取り上げてきて、実は私、神奈川県知事の際に全国で初めて高校日本史の必修化を実現をいたしました、教育委員会レベルですけれどもね。それを全国でやるべきだと訴えてきて、そういう中、歴代の文科大臣も前向きに検討していただいて、今回の指導要領改訂に高校日本史、特に近現代史という新しい科目も創設して必修化をするという方向が出た。大変私は有り難く思っています。評価をさせていただいております。

ただ、具体的にその中を見ると、私、近現代史を重要だと言っていますが、古代史も重要なんですね。細かく見ていってちょっと驚いたのは、聖徳太子の名称記載が今度変更されるんです。今までは聖徳太子と書いてあったのが、今度は聖徳太子（厩戸王）とかですね、あるいは中学校になると厩戸王というのが表に出てきて、（聖徳太子）と、こうなるわけですね。

まずお聞きしたいのは、聖徳太子のこの名称表記がなぜ変更されるのか、そして小学校と中学校でこの表記が異なるのはどういう理由なのか、お聞かせいただきたいと思っております。

**○国務大臣（松野博一君）** 現在パブリックコメントを行っております学習指導要領改訂案では、現行学習指導要領において聖徳太子としている表記を、小学校社会科において聖徳太子（厩戸王）、中学校社会科において厩戸王（聖徳太子）としております。

これは、聖徳太子という表記をなくそうとしたり聖徳太子が不在だったという考え方に立ったりするものではなく、中学校の社会科において今回新たに日本書紀、古事記、風土記を明記をし、神話、伝承などの学習を充実をしようとする中で、日本書紀や古事記には厩戸皇子などと表記をされていることに触れ、聖徳太子について史実としてしっかり学ぶことを重視しているということから、こういった表記が出てきているということでございます。

**○松沢成文君** これ極めて分かりにくくて、小学校で教えるのが聖徳太子（厩戸王）、そして中学校は厩戸王が出てきて（聖徳太子）ですね。だんだん聖徳太子、小さくなっていくわけですよ。そうしたら、今度、次に改訂される高校の学習指導要領では厩戸王だけになっちゃう可能性も私は心配しているんですね。

というのは、聖徳太子の偉業を歴史の中で教えていくというのは、これ連続性

がなきゃいけないわけです。それが、小学校段階と中学校段階、表記が違ふ。また、高校も変わっちゃうかもしれない。これは分かりませんよ。これは非常に歴史の継続性、あるいは歴史教育の不変性という意味でも私は問題があると思うんですね。

なぜこういう議論になったか。いろいろあると思うんですが、これは歴史学者の論争があるわけです。十数年前には聖徳太子虚構説というのでも出まして、聖徳太子がやったことは、あんなの全部やっていないんじゃないかとか、こういう説も出たわけです。でも、これは今少数派です。やっぱり聖徳太子というのは、確かに名前ができたのは百年後の日本書紀なんかに書かれているものかもしれないけれども、その間にも聖徳という呼び方があって、そしてそれ以降、聖徳太子としてずっと日本の歴史の中で教えられてきたわけだから、聖徳太子というのはある意味で通称だけれどもこれで教えるのが正しいんだというのが今歴史学の通説なんですね。

私は、歴史論争で、いろんな学者さんの意見があります。でも、それに過度に歴史教育は影響されてはいけないと思うんです。歴史教育というのは、やっぱり不変性がありますから。だって、親の代が教わったことと子供の代が教わったことが違ったら、これ親子の歴史対話は成り立たないですよ。

冗談かもしれないけど、子供がお父さんに、厩戸王ってすごい人やったね、知っている。お父さん、誰だ、それはと。いや、古代には聖徳太子というもっとすばらしい人がいたんだよなんて、こんなことになっちゃうでしょう。だから、そういう意味では、学者の論争に影響されない不変的な価値を伝える歴史教育、ここはしっかりと考えなきゃいけないと思うんですが、いかがですか。

**○国務大臣（松野博一君）** 松沢委員御指摘のとおり、歴史教育における連続性というのは極めて重要な観点だというふうに思っております。

先ほど申し上げましたとおり、今回の表記の問題に関して、決して聖徳太子不在説であるとか、その業績に対して否定的な見解を持ってということでは全くありません。より日本書紀でありますとか古事記、風土記等の日本の古代史に対してしっかりと理解を進めよう。その理解を進めるに当たって、その中に、今表記をされている厩戸王ということもこれは併せて理解を進めなければということにおいて、こういった形になったわけではありますが、しかしながら、御指摘の点、継続性の問題等々は重要なことだと考えております。

現在、この問題に関してはパブリックコメントを実施しておりまして、国民の皆様から広く御意見をいただいている最中でございますので、そのパブリックコメントを行っている最中において、お願いしている文部科学大臣がこのことについてはこういう方向を考えている等々、発言というのはできないわけでございますけれども、いずれにしても、しっかりとパブリックコメントによる国民の皆さんの御意見をお聞きをし、また今日、松沢委員の方からも様々な観点からの御指摘もいただきました。そういったことを踏まえて、私の責任においてしっかりと

公示をしてまいりたいと考えております。

**○松沢成文君** 言わずもがなですが、聖徳太子の古代において成し得たことというのは、歴史上、大変私は大きいというふうに思っています。古代において国家を形成した礎になっていきますのでね。ですから、もう十七条の憲法からそうですし、あるいは外交にしても、遣隋使を送って対等外交を目指した、これもすごいことだと思いますし、あるいは仏教伝来で、仏教を排除せずに神道と融合をもって日本の中で位置付けさせた、これも大変なことですよ。これはみんな聖徳太子の偉業として学んできているんですよ。

ですから、ここを大事にしないと、これは例えばおくり名であって本名ではないとか。こういうことでどんどん名前変えていったら、例えばその後に出てきた大化の改新をやった中大兄皇子だって葛城王というある意味では本名があるわけですよ。江戸時代の絵師だった歌川広重だって本名は安藤重右衛門ですよ。あるいは、戦国大名だった北条早雲だって、これ、北条早雲というのは、北条という名前は二代の氏綱のときから使った名字ですから、例えば北条早雲が出てきて活躍していたときは伊勢新九郎盛時、これが正しいわけですよ。

ですから、そうやって名前のことをいじくり始めちゃうと、いろんなところで噴出しちゃいます、問題が。だからこそ、歴史において、こういう偉業を成し遂げた人、その業績については不変性を持っていないと私は歴史が成り立たないというふうに思っております。

そこで、今パブリックコメントということをおっしゃってましたから、もうすぐ、十五日ぐらいまでですよ。全国からいろんなコメントが届くでしょう。ただ、この学習指導要領は、たしか三月の終わりぐらいに最終的に大臣が判断して公示するわけです。これ、でも、最終的に決めるのは中教審ではありませんから。中教審から学習指導要領の答申をいただいて、そして最終的に決めるのは大臣ですから。今、国会の方でも、昨日も衆議院で民進党の笠議員が取り上げたと聞きましたよ。ここまで国会の方でも議論がある。これ、パブリックコメントもそうだと思います。恐らく、賛否両論来ると思いますよ。私は反対の方が多んじゃないかと思いますがね。

その辺りもよく見ていただいて、ここまで問題があるのであれば、私は、今回の指導要領にはこれはまだまだ議論が足りないということで改正は見送って、聖徳太子として続けて、今後、次の改訂に向けて国民的な議論をやっていくべきだと思いますが、大臣はいかがでしょう。

**○国務大臣（松野博一君）** 先ほど申し上げましたとおり、国民の皆様幅広く御意見をこの案件に関してもいただいているところであります。その御意見、上がってきたものをしっかりと精査をさせていただき、今日の御議論もあり、また衆議院の方でも御議論をいただきました。学習指導要領の公示に関しては、文部科学大臣の権限と責任という上において公示をすることになっておりますので、それらの幅広く御意見をいただいた上で、私の責任においてしっかりと判断をしてま

いりたいと考えております。

**○松沢成文君** もう時間がないので要望しますが、ほかにも議論が必要なところは私たくさんあると思うんです。

例えば、江戸時代の幕府の政策であった鎖国というのが、鎖国というのはドイツ人のケンペルがドイツに帰った後に鎖国論というのを出して、そこから何ていうか江戸に戻ってきたわけで、徳川幕府が正式に使っていたのではないということで、今回は幕府の対外政策という言い方になるとか、あるいは日華事変が日中戦争になるとか、こういう歴史上の事象をどう捉えて、それを後世につなげていくか。まだまだ僕は議論が足りないところがあると思うんですね。

最後、要望にいたしますけれども、どうか、この聖徳太子という名は私たち日本人の誇りであり、ある意味では信仰にもなっています。太子講なんていう相互扶助組織は聖徳太子の太子を取っているわけですから、やっぱりこうしたところをしっかりと認識していただいて、今回の学習指導要領では聖徳太子は変えないという決断を大臣の権限でもってしていただきたいということを最後をお願いいたします、質問を終わります。

ありがとうございました。